

介護保険サービスの指定基準について

指定基準は、介護サービス事業所及び介護保険施設（以下「事業所等」と言います。）が運営にあたり遵守すべき最低限度の基準です。

基準を満たさない場合は指定又は更新が受けられず、また基準違反が明らかになった場合は、基準の遵守についての改善勧告、改善命令、指定の全部又は一部の効力の停止、及び指定取消処分などを行うことがあります。

1 指定基準に関する条例

指定基準は、以前は厚生労働省令で定められていましたが、現在は指定権者（都道府県または市町村）が条例で定めることとされています。

本市では、厚生労働省令で定められた基準に、「記録の保存期間の延長」、「非常災害に備えた食料及び飲料水の備蓄」、「暴力団の排除」など、独自の基準を追加した条例を制定し、平成25年4月1日（居宅介護支援事業所については、平成26年6月1日）から施行しています。

2 記録の保存期間の延長

事業所等は、保存が必要な記録のうち、平成25年4月1日（居宅介護支援事業所については、平成26年6月1日）以降に完結したサービスの提供記録については5年間保存する必要があります。

3 非常災害に備えた食料及び飲料水の備蓄

非常災害に備え、居住系サービス事業所・施設については利用者（入所者・入居者）及び従業員の3日間の生活、通所系サービス事業所については利用者及び従業員の1日間の生活に必要な食料及び飲料水（1人1日3リットルを目安）を備蓄しなければなりません。

4 暴力団の排除

事業所等は、その事業の運営に当たり、名古屋市暴力団排除条例に規定する暴力団を利用することをしてはいけません。

指定基準に関する条例の詳細はNAGOYA かいごネット

（URL：<http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/top/>）

厚生労働省令の詳細は厚生労働省法令等データベースサービス

（URL：<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/html/hourei/contents.html>）

でご確認ください。

運営の手引きについて

1 趣旨

介護保険サービス事業所が遵守すべき基準及び当該基準の解釈等について、数多くのお問い合わせをいただいております。

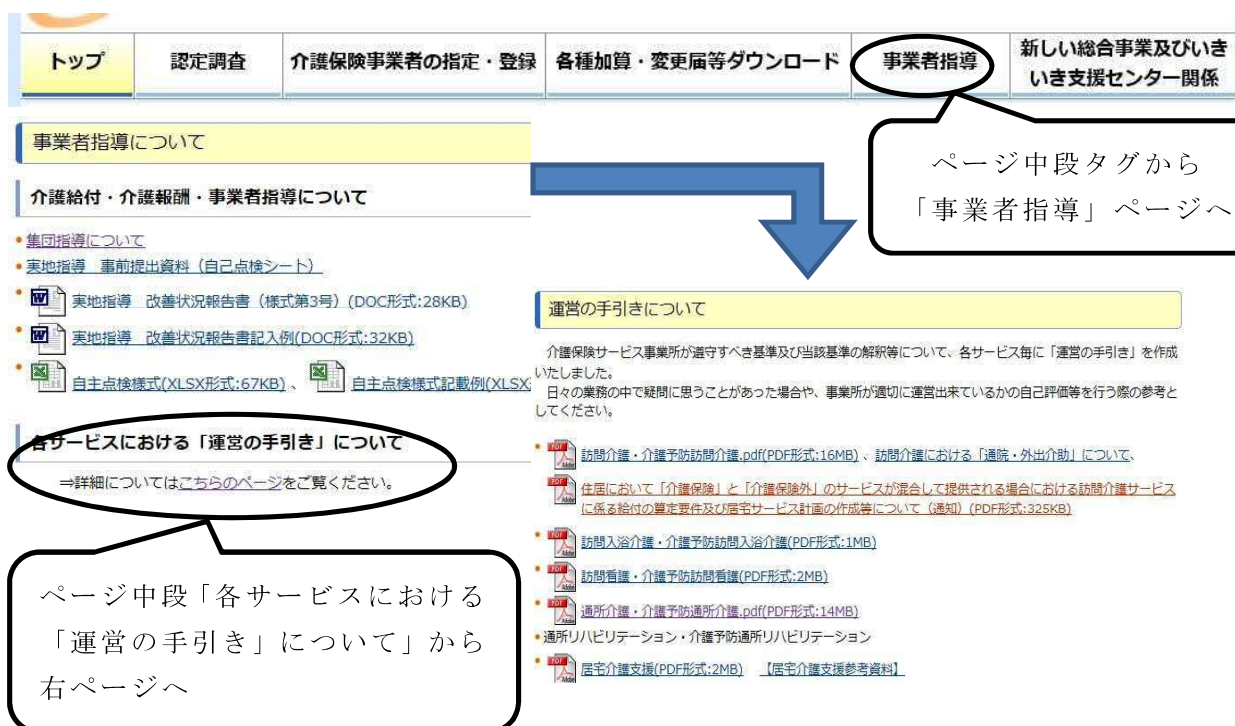
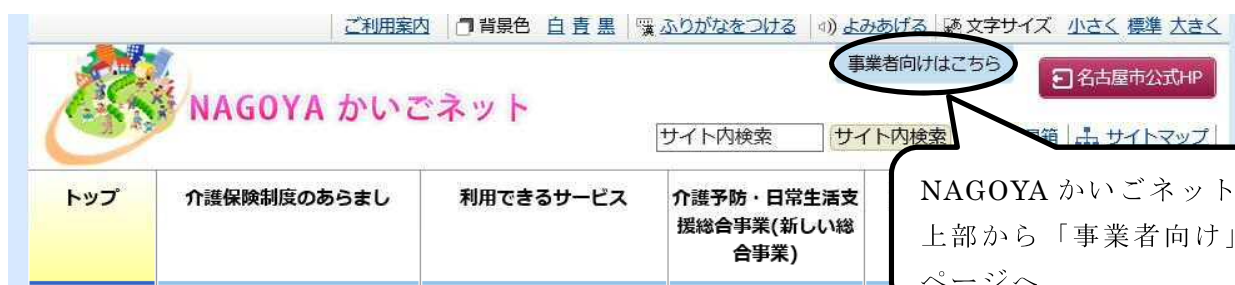
つきましては、介護保険事業の円滑な運営及び推進のため、サービス毎の「運営の手引き」を作成することとしました。

作成後順次「NAGOYA かいごネット」を通じて公開しておりますので、適宜「NAGOYA かいごネット」の確認をお願いいたします。

2 公開場所

「NAGOYA かいごネット」

(URL: <http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/shido/>)



※人員・設備に関する基準等については「指定申請の手引き」をご参照ください。